

### 資料3 厚生労働科学研究費補助金取扱規程 逐条解説

#### 1. 交付の目的

条文箇所	原文	概要 ( ) は概要の説明
第1条	厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。	（厚生労働科学研究費補助金の目的について説明している。）

#### 2. 定義

条文箇所	原文	概要 ( ) は概要の説明
第2条 第1項	<p>この規程において「研究類型」とは、次の各号に掲げる研究の各類型をいう。</p> <p>(1) 一般公募型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、戦略型、プロジェクト提案型及び若手育成型以外のものをいう。</p> <p>(2) 指定型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながるものにするため、当該研究課題を実施する者を指定するものをいう。</p> <p>(3) 戰略型 行政施策の推進のために重点的な取組が必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、あらかじめ研究の成果目標及び計画を策定した後に、競争的環境の下で募集し、採択するものをいう。</p> <p>(4) プロジェクト提案型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、研究課題に対して提案された内容について、研究者との対話を重ねて詳細な研究計画に改善し、次年度以降に当該研究計画に従い研究を実施するものをいう。</p> <p>(5) 若手育成型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、申請者が一定の年齢であることを条件とすることにより、将来の厚生労働科学研究を担う研究者を育成するものをいう。</p>	（「一般公募型」、「指定型」、「戦略型」、「プロジェクト提案型」、「若手育成型の定義」の言葉を定義している。）
第2項	この規程において「公募研究課題」とは、前項第1号、第4号及び第5号に規定する各類型における研究課題をいう。	（公募研究課題について規定している。）
第3項	この規程において「推進事業」とは、研究事業に関し、外国人研究者を招へいすること等により、当該研究事業を支援するための事業をいう。	（「推進事業」の言葉を定義している。）
第4項	4 この規程において「研究者等」とは、研究事業又は推進事業を行う個人又は法人であって、別に定める要件を満たすものをいう。	（「研究者等」の言葉を定義している。）

3. 補助金の交付の対象事業及び対象者

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第3条 第1項	第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中心欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。	(補助金を交付する対象事業を挙げている。)
第2項	前項の表の左欄に掲げる事業のほか、厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める厚生労働科学特別研究推進事業(厚生労働科学研究に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図ることを目的とする推進事業をいう。)を行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。	前述の事業以外にも、必要に応じて、補助金を交付する。
第3項	<p>厚生労働大臣は、前2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業(以下「補助金交付決定取消事業」という。)を行った者については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合(次号に掲げる場合を除く。) 法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間</p> <p>(2) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間</p>	補助金を他の用途に使用して、補助金の返還が求められた者に対し、2年以上5年以内補助金が交付されない。補助金の他目的使用以外で補助金の返還が求められた者に対し、返還が命じられた年度の翌年度以降2年間補助金が交付されない。
第4項	厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者が行う事業については、前項の規定により同項の当該者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。	補助金の不正使用を共謀した者も、前項同様の期間補助金を交付しない。
第5項	厚生労働大臣は前4項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業については、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。	前述以外の不正により補助金を使用した者及び共謀者は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金が交付されない。

第3条 第6項	<p>厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業を行った者であっても、当該補助金交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた行為が当該者によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該者に対し、補助金を交付することができる。</p>	<p>補助金が取り消された事業であっても、その不正に関与していない者については、補助金が交付される。</p>
第7項	<p>厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であって別に定めるもの(以下「特定給付金」という。)の他の用途への使用をし、若しくは当該他の用途への使用を共謀したこと、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の处分に違反したこと又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受け、若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業については、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金以外で不正使用行った者について、別に定める期間、厚生労働科学研究費補助金を交付しない。</p>
第8項	<p>厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に法第17条第1項の規定により補助金等(法第2条第1項に規定する「補助金等」をいい、補助金及び特定給付金を除く。以下同じ。)の交付の決定が取り消された事業(以下「補助金等交付決定取消事業」という。)を行った補助事業者等(法第2条第3項に規定する「補助事業者等」をいう。以下同じ。)については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合(次号に掲げる場合を除く。) 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間</p> <p>(2) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金等の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間</p>	<p>補助金を他の用途に使用して、補助金の返還が求められた補助事業者に対し、2年以上5年以内補助金が交付されない。補助金の他目的使用以外で補助金の返還が求められた補助事業者に対し、返還が命じられた年度の翌年度以降2年間補助金が交付されない。</p>
第9項	<p>厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の使用を共謀した者が行う事業については、前項の規定により同項の補助事業者等が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。</p>	<p>補助金の不正使用を共謀した補助事業者も、前項同様の期間補助金を交付しない。</p>

第3条 第10項	厚生労働大臣は第1項、第2項、第8項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業については、当該補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。	その他不正の手段により補助金等の交付を受けた者や、その他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業には、補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。
第11項	厚生労働大臣は、補助金等交付決定取消事業を行った補助事業者等であっても、当該補助金等交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた行為が当該補助事業者等によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第8項及び前項の規定にかかわらず、当該補助事業者等に対し、補助金を交付することができる。	補助金が取り消された事業であっても、その不正に関与していない補助事業者については、補助金が交付される。
第12項	第3項から第5項まで及び第7項から第10項までの規定により、補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しない。	ある期間補助金が交付されなくなった者と共同して実施する研究事業に対しては、その交付されない期間、補助金は交付されない。
第13項	第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院」として前項の規定を適用する。	(当規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

#### 4. 補助金の交付の対象経費

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第4条 第1項	研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 (1) 直接研究に必要な経費 (2) 研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費 (3) 研究に必要な間接経費	研究事業の補助金の交付対象経費は、直接研究に必要な経費、研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費、研究に必要な間接経費である。
第2項	推進事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、研究事業の支援に資するための経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 外国人研究者招へい事業に要する経費 (2) 外国への日本人研究者派遣事業に要する経費 (3) その他別に定める事業に要する経費	推進事業の補助金の交付対象経費は、外国人研究者招へい事業に要する経費、外国への日本人研究者派遣事業に要する経費、その他別に定める事業に要する経費である。
第3項	前2項に掲げる経費の範囲の詳細は、別に定めるものとする。	前2項の経費の範囲は、別に定める。

## 5. 補助金交付額の算定方法

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第5条 第1項	研究事業及び推進事業に対する補助金の交付額は、厚生労働大臣が認めた額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前条に規定する経費に係る実支出額（その額が、研究事業及び推進事業に関し、寄附金その他の収入があった場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。	研究事業及び推進事業に対する補助金の交付額厚生労働大臣が認めた額となる。ただし、収入があった場合は、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額と当初の交付額を比較して、少ない方となる。
第2項	前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。	（前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている）
第3項	前2項の規定による補助金の交付額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。	補助金の交付額に千円未満があれば、その端数は切り捨てる。

## 6. 公募研究課題の課題等の設定及び公表

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第6条	厚生労働大臣は、毎年度、公募研究課題について、その研究課題及び研究計画書の提出期間を定め、公表するものとする。	公募研究課題について、研究課題及び研究計画書の提出期間を決めて、公表する。

## 7. 公募研究課題への応募

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第7条 第1項	公募研究課題に応募しようとする者は、様式第1による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。	公募研究課題に応募する場合は、様式1の研究計画書を提出する必要がある。
第2項	第3条第1項の表第16号の研究事業のうち、別に定める研究課題については、前項の規定にかかわらず、様式第3による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。	公募によらない研究事業については、様式3の研究計画書を提出する必要がある。
第3項	第1項の規定中「厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」として同項の規定を適用するものとする。	（第一項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている）

## 8. 翌年度への継続手続

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第8条 第1項	研究事業を実施している研究者等が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き実施しようとするときは、厚生労働大臣に、様式第2による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。	当初の計画期間内で、翌年度に研究を継続する場合は、様式2の研究計画書を提出する必要がある。
第2項	前条第2項に規定する研究課題については、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に、様式第4による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。	公募によらない研究事業において、当初の計画期間内で、翌年度に研究を継続する場合は、様式4の研究計画書を提出する必要がある。
第3項	第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。	（第一項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている）

## 9. 交付基準額等の決定及び通知

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第9条 第1項	厚生労働大臣は、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関する必要性を勘案し、研究事業にあっては補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を、推進事業にあっては補助金の交付予定者及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者に対して、あらかじめ通知するものとする。	研究事業については、補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を、推進事業については、補助金の交付予定者及び交付基準額を、補助金の交付予定者に対して、あらかじめ通知する。
第2項	前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。	（前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている）
第3項	第7条又は第8条の規定により研究計画書の提出を受けた研究課題に係る前2項の決定は、当該研究計画書の内容を勘案して行わなければならない。	採択するのが厚生労働大臣ではなく、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院であっても、研究計画書の内容を見て採択を決める必要がある。

## 10. 交付申請書の提出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 10 条 第 1 項	前条第 1 項による厚生労働大臣の通知を受けた者は、別に定める様式による交付申請書を、厚生労働大臣に、その定める期限までに提出しなければならない。	採択されたとの連絡を受けた研究者は、交付申請書を提出する必要がある。
第 2 項	前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)
第 3 項	前 2 項の申請書には、研究事業に従事しようとする者が機関に勤務している場合には、別に定める様式による当該機関の長の承諾書を添えなければならない。	交付申請書作成においては、各機関の長の承諾書が必要となる。

## 11. 交付の決定

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 11 条 第 1 項	厚生労働大臣は、前条第 1 項の申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。	厚生労働大臣は交付申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知する。
第 2 項	厚生労働大臣は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、前条第 1 項の申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。	厚生労働大臣は交付額決定において、申請書提出者に、参考資料を要求できる。
第 3 項	前 2 項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。	(この条の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)
第 4 項	第 1 項及び第 3 項の交付額は、100 万円を下らないものとする。	交付額は 100 万円以上となる。
第 5 項	前条第 1 項及び第 2 項の申請書が到達してから当該申請書に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3 月とする。	申請書を提出してから補助金の交付決定をするまでに、3 ヶ月程度かかる。

## 12. 交付の条件

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 12 条 第 1 項	補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。 (1) 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。 (2) 研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)、疫学研究に関する倫理指針(平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)、遺伝子治療臨床研	補助金の交付の条件は以下の通り。 (1) 交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。 (2) 研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、疫学研究に関する倫理

第12条 第1項	<p>究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）等の研究に関する指針等を遵守しなければならないこと。</p> <p>(3) 研究事業又は推進事業に要する経費の配分の変更（第4条第1項第1号若しくは第2号又は第2項各号に掲げる経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.1を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 第10条第1項の申請書の内容のうち研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関するものない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 研究事業若しくは推進事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けること。</p> <p>(6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、前号の申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。</p> <p>(7) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、第10条第2項の承諾書を添えて、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。</p> <p>(8) 研究者等の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。</p> <p>(9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。</p> <p>(10) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円（法人にあっては50万円）以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(11) 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。</p> <p>(12) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事</p>	<p>指針、遺伝子治療臨床研究に関する指針及び臨床研究に関する倫理指針等の研究に関する指針等を遵守しなければならない。</p> <p>(3) 研究事業又は推進事業に要する経費の配分の変更をする場合は、経費変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>(4) 交付申請書の内容のうち、研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関するものない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、事業変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>(5) 研究事業や推進事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、至急厚生労働省に報告してその指示を受けること。</p> <p>(6) 研究者等が、海外出張、病気等の理由で、3月以上事業が遂行できなくなる場合には、事業変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>(7) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、当該機関の長の承諾書を添えて、至急その旨を厚生労働省に届け出なければならない。</p> <p>(8) 研究者等の住所の変更があった場合には、至急その旨を厚生労働省に届け出なければならない。</p> <p>(9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、当該事業の中止又は廃止の承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>(10) 研究事業や推進事業により取得、又は改良した機械器具で、その価格が単価30万円（法人にあっては50万円）以上のものについては、一定の期間を経過するまで、許可なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p>
-------------	--	---

第12条 第1項	<p>業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。</p> <p>(13)研究事業又は推進事業に従事する者がこの補助金による研究の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。</p> <p>(14)研究事業又は推進事業に従事する者が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。</p> <p>(15)国が所管する公益法人が実施する研究事業又は推進事業である場合には、当該事業に係る支出明細書を別に定める様式により作成し、国からの全ての補助金等の金額及び1年間の全ての収入に対する当該金額の割合を示す書類に添付し、計算書類等に併せ事務所に備え付け、これらを公開の用に供するとともに、これらを決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(当該公益法人を所管する府省が厚生労働省以外のものである場合にあっては、その府省を含む。)に提出すること。</p> <p>(16)法人が実施する研究事業又は推進事業において、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならないこと。</p> <p>(17)厚生労働大臣は、前号の報告をうけた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。</p>	<p>ならない。</p> <p>(11)前号の機器について、許可を受けた後機械器具を処分することで収入があった場合は、その収入の全部又は一部を国庫に納付すること。</p> <p>(12)研究事業や推進事業により取得し、又は価値が増えた財産については、当該事業の完了後においても、当該事業の目的に従って利用しなければならない。</p> <p>(13)研究事業や推進事業に従事する者が、この補助金による研究の成果により相当の収益を得た場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すること。</p> <p>(14)研究の成果に係る特許権等の知的財産権を譲渡する場合には、譲渡相手先から相当の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。</p> <p>(15)当該事業に係る支出明細書を作成し、国からの全ての補助金等の金額及び1年間の全ての収入に対する当該金額の割合を示す書類に添付し、計算書類等に併せ公開する必要がある。また、これらを決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省等の所管官庁に提出する。</p> <p>(16)当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により至急報告しなければならない。</p> <p>(17)厚生労働大臣は、前号の報告をうけた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
-------------	--	---

第12条 第2項	前項各号（第10号を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各号の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)
第3項	第1項第10号中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長の承認」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長の承認」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長の承認」として同号の規定を適用するものとする。	(第一項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

### 13. 補助金の概算払

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第13条 第1項	厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、財政法（昭和22年法律第34号）第34条第1項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。	概算払いができる。

### 14. 補助金の経理

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第14条 第1項	研究者等は、研究事業又は推進事業に要した費用について、他の経理と区分して収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。	帳簿を備えて補助金の使途を明確にしておく必要がある。
第2項	研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存しておかなければならぬ。	収入と支出に関する証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存する必要がある。
第3項	厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対して報告若しくは前項の証拠書類の提出を求め、又は指導し、又は関係者に質問することができる。	厚生労働省は必要に応じ、前項の証拠書類の提出を求めたり、質問したりすることができる。
第4項	前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

15. 状況報告

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 15 条 第 1 項	厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業又は推進事業の進行状況の報告を求めることができる。	厚生労働省は、必要に応じて経過を報告させることができる。
第 2 項	前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

16. 事業実績報告

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 16 条 第 1 項	研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業を完了した日(第 12 条第 1 項第 9 号の規定により当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合(同条第 2 項における承認を受けた場合を含む。)には、当該承認通知書を受理した日)から起算して 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、研究事業又は推進事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	研究事業又は推進事業が終了して 1 ヶ月以内、または 4 月 10 日のうちの早い期日までに、事業実績報告書を提出する必要がある。事業が翌年度にわたる場合は、期限は 4 月 30 日として事業年度終了実績報告書を提出する必要がある。
第 2 項	前項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書には、研究事業に限り、別に定める様式による研究報告書又は研究年度終了報告書を添えなければならない。	研究事業に関しては、前項以外に、研究報告書または研究年度終了報告書を提出する必要がある。
第 3 項	全部の終了に 2 以上の年度を要すると認められた研究事業の全部を終了したときは、研究者等は、第 1 項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書とともに、別に定める様式による総合研究報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	2 年以上にわたって研究を実施した場合は、前述以外に、総合研究報告書を提出する必要がある。
第 4 項	第 1 項及び第 3 項中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として各項の規定を適用するものとする。	(第 1 項、第 3 項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

17. 補助金の額の確定等

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 17 条 第 1 項	厚生労働大臣は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等に通知するものとする。	厚生労働省は、事業実績報告書が提出されれば、必要な調査を行った上で、補助金の額を確定し、研究者等に通知する。
第 2 項	厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。	確定額を既に研究者に払っている場合は、後日国庫に超過分を返還する。
第 3 項	前 2 項中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。	(この条の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

18. 研究報告書の公表

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 18 条	厚生労働大臣は、第 16 条第 2 項の研究報告書又は同条第 3 項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。	研究報告書、総合研究報告書は公開される。

19. 刊行の届出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第 19 条 第 1 項	研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載する場合には、補助金による事業の成果である旨を明記しなければならない。	事業の結果または経過（全てまたは一部）は刊行する必要がある。また、書籍や雑誌に掲載する場合は、補助金による事業であることを明記する必要がある。
第 2 項	研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の完了後 5 年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷一部を添えてその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	研究成果を、研究終了後 5 年以内に刊行し、書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合は、その刊行物一部を提出する必要がある。
第 3 項	前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第 3 条第 1 項の表第 19 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第 29 号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第 36 号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

20. 特許公報等の届出

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第20条 第1項	研究事業若しくは推進事業に従事する者又は第12条第1項第14号により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、研究者等は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	知財を譲渡して受けた者が、特許等の知財を得た場合は、それを厚生労働省に報告する必要がある。
第2項	前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学学院長」として同項の規定を適用するものとする。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学学院、各機関の長が担うケースについて述べている)

21. その他

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第21条	特別の事情により第3条、第4条、第5条、第10条及び第16条に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。	特別な事情により、第3条、第4条、第5条、第10条及び第16条が守れない場合は、厚生労働省の承認を得て、別の定めに従う必要がある。

## **資料4 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 逐条解説**

## 資料4 厚生労働科学研究費補助金取扱細則 逐条解説

### 1. 通則

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第1条	<p>厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）（以下「規程」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>厚生労働科学研究費補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、厚生労働省所管補助金等交付規則及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程に定める。また次のとおり取り扱う。</p>

### 2. 補助金の交付先

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第2条	<p>規程第2条第4項の個人及び法人が満たすべき要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人次の①及び②に該当する者（以下「主任研究者」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者。（ア）厚生労働省の施設等機関（イ）地方公共団体の附属試験研究機関（ウ）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関（エ）民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）（オ）研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人（カ）研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人（キ）その他厚生労働大臣が適当と認めるもの</li> <li>② 研究を実施する組織を代表し、研究計画の遂行に関し全ての責任を負い、外国出張その他の理由により長期にわたってその責務を果たせなくなること、或いは定年等により試験研究機関等を退職すること等の見込みがない者。</li> </ul> <p>(2) 法人次の①又は②に該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究又は研究に関する助成を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人及び都道府県</li> <li>② その他厚生労働大臣が適当と認めるもの</li> </ul>	<p>規程第2条第4項の個人及び法人が満たすべき要件は、次のとおり。</p> <p>(1) 個人次の①及び②に該当する者（以下「主任研究者」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者。</li> <li>(ア) 厚生労働省の施設等機関</li> <li>(イ) 地方公共団体の附属試験研究機関</li> <li>(ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関</li> <li>(エ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）</li> <li>(オ) 研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人</li> <li>(カ) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人</li> <li>(キ) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの</li> </ul> <p>② 外国出張その他の理由により長期にわたってその責務を果たせなくなったり、定年等により試験研究機関等を退職すること等の予定がない者。</p> <p>(2) 法人次の①又は②に該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究又は研究に関する助成を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人及び都道府県</li> <li>② その他厚生労働大臣が適当と認めるもの</li> </ul>

3. 研究の組織

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第3条 第1項 第2項 第3項	<p>主任研究者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。</p> <p>1 主任研究者</p> <p>2 分担研究者主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する者。</p> <p>3 研究協力者主任研究者の研究計画の遂行に協力する者。</p>	<p>共同で研究を実施する場合は、次のように構成される必要がある。</p> <p>1 主任研究者</p> <p>2 分担研究者主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する者。</p> <p>3 研究協力者主任研究者の研究計画の遂行に協力する者。</p>

4. 交付の対象経費

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第4条	<p>規程第4条第3項の経費の範囲の詳細は、別表第1から別表第24までの各表の上欄に掲げる場合毎に、下欄に掲げる費目とする。ただし、規程第4条第1項第1号、第2号及び第2項各号に掲げる経費については、次に掲げる経費を含まないものとする。</p> <p>(1) 建物等施設に関する経費。 ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。</p> <p>(2) 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき設備・備品を購入するための経費。</p> <p>(3) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。</p> <p>(4) 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費。</p> <p>(5) その他この補助金による研究に関連性のない経費。</p>	<p>補助金は以下に使用できない。</p> <p>(1) 建物等の施設に関する経費 (設備設置費等は除く)</p> <p>(2) 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき設備・備品を購入するための経費</p> <p>(3) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。</p> <p>(4) 価格が50万円以上の機械器具であり、賃借が可能なものを購入するための経費。</p> <p>(5) その他この補助金による研究に関連性のない経費。</p>

5. 諸謝金等の単価

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第5条	諸謝金等の単価は、別表第25によるものとする。ただし、個人が所属する試験研究機関等及び法人が定めている諸謝金等の単価との均衡に配慮し、決定するものとする。	諸謝金等の単価を規定している。

## 6. 各種様式の区分

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第6条 第1項	<p>この補助金の交付申請等に係る各種様式は、次のように区分するものとする。</p> <p>(1) 個人が研究事業を実施する場合 様式A            (2) 法人が研究事業を実施する場合 様式B            (3) 法人が研究事業及び推進事業を実施する場合 様式C            (4) 法人が推進事業を実施する場合 様式D</p>	<p>(交付申請書の様式の区分を規定している。)</p> <p>(1) 個人が研究事業を実施する場合…様式A            (2) 法人が研究事業を実施する場合…様式B            (3) 法人が研究事業及び推進事業を実施する場合…様式C            (4) 法人が推進事業を実施する場合…様式D</p>

## 7. 交付申請書の提出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第7条	規程第10条第1項及び第2項の交付申請書は、6に定める区分に従い、様式A(1)、様式B(1)、様式C(1)又は様式D(1)により作成し1部提出するものとする。	交付申請書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

## 8. 承諾書の提出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第8条	規程第10条第3項の承諾書は、様式A(1)により作成し1部提出するものとする。	承諾書は様式A(1)で1部提出する必要がある。

## 9. 経費変更申請書及び事業変更申請書の提出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第9条	規程第12条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項の経費変更申請書及び事業変更申請書は、6に定める区分に従い、様式A(2)、様式B(2)、様式C(2)又は様式D(2)により作成し1部提出するものとする。	経費変更申請書及び事業変更申請書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

## 10. 補助金等支出明細書

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第10条	規程第12条第1項第15号並びに同条第2項の補助金等支出明細書は、6に定める区分に従い、様式B(8)、様式C(8)又は様式D(8)により作成し1部提出するものとする。	補助金等支出明細書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

## 11. 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書の提出

条文箇所	原文	概要 {() は概要の説明}
第11条	規程第12条第1項第16号並びに同条第2項の消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書は、6に定める区分に従い、様式B(9)、様式C(9)又は様式D(9)により作成し1部提出するものとする。	消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

12. 保存すべき証拠書類

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 12 条 第 1 項	<p>規程第 14 条第 2 項に基づき 5 年間保存しておかなければならぬ証拠書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 厚生労働省へ提出した書類の写</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①研究計画書</li> <li>②交付申請書</li> <li>③経費変更申請書及び事業変更申請書（該当する場合のみ）</li> <li>④事業実績報告書</li> <li>⑤事業年度終了実績報告書（該当する場合のみ）</li> <li>⑥その他この補助金に関し厚生労働省に照会、回答等をした文書</li> </ul> <p>(2) 厚生労働省から送付された書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付基準額等通知書及びその関連書類</li> <li>②交付決定通知書及びその関連書類</li> <li>③経費変更承認書、事業変更承認書及びその関連書類（該当する場合のみ）</li> <li>④交付額確定通知書及びその関連書類</li> <li>⑤その他この補助金に関し厚生労働省から通知、照会、依頼等を受けた文書</li> </ul> <p>(3) 補助金を適正に使用したことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①收支簿</li> <li>②預金通帳（事業を実施した年度内に解約したもの）</li> <li>③関係証拠書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）人件費 その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（出勤表）、受領書（非常勤職員手当、通勤手当、住居手当及び保険料の内容が記載されたもの）</li> <li>（イ）謝金 その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（講師謝金については、会議開催通知及び議事要旨）、受領書</li> <li>（ウ）旅費領収書、出張報告（記録）書、出張依頼書</li> <li>（エ）備品費見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、機種選定理由書、保管証</li> <li>（オ）消耗品費見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書</li> <li>（カ）賃金その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（出勤表）、受領書</li> <li>（キ）その他「印刷製本費」等については、備品費、消耗品費の購入の場合を参考にして、必要に応じて見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書を、「会議費」については、開催通知及び議事要旨を添付すること。</li> </ul> </li> <li>（4）様式 B (10) 補助金調書（都道府県に限る。）</li> </ul>	<p>5 年間保存しておかなければならぬ証拠書類は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚生労働省へ提出した書類の写</li> <li>(2) 厚生労働省から送付された書類</li> <li>(3) 補助金を適正に使用したことを証する書類</li> <li>(4) 様式 B (10) 補助金調書（都道府県に限る。）</li> </ul>

第12条 第2項	前項の規定中「厚生労働省」とあるのは、規定第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院」として前項の規定を適用する。	(前項の規定での厚生労働大臣の役割を、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立保健医療科学院、各機関の長が担うケースについて述べている)
-------------	---	---

13. 証拠書類の一括保存

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第13条	主任研究者は、分担研究者に補助金の一部を配分した場合においても、12(1)から(3)に掲げる証拠書類を一括して保存しなければならない。ただし、所属機関の長に事務を委任した場合には、主任研究者の所属機関の長が保存しなければならない。	主任研究者(または所属機関)は、補助金全体の証拠書類を保存しておく必要がある。

14. 事業実績報告書の提出

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第14条	規程第16条第1項及び第4項の事業実績報告書は、6に定める区分に従い、様式A(3)、様式B(3)、様式C(3)又は様式D(3)により作成し1部提出するものとする。	事業実績報告書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

15. 事業年度終了実績報告書の提出

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第15条	規程第16条第1項及び第4項の事業年度終了実績報告書は、6に定める区分に従い、様式A(4)、様式B(4)、様式C(4)又は様式D(4)により作成し1部提出するものとする。	事業年度終了実績報告書は、適切な様式で、1部提出する必要がある。

16. 研究報告書の提出

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第16条	規程第16条第2項の研究報告書は、6に定める区分に従い、様式A(5)、様式B(5)又は様式C(5)により作成し18部提出するものとする。	研究報告書は、適切な様式で、18部提出する必要がある。

17. 研究年度終了報告書の提出

条文箇所	原文	概要 {()は概要の説明}
第17条	規程第16条第2項の研究年度終了報告書は、6に定める区分に従い、様式A(6)、様式B(6)又は様式C(6)により作成し18部提出するものとする。	研究年度終了報告書は、適切な様式で、18部提出する必要がある。

18. 総合研究報告書の提出

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 18 条	規程第 16 条第 3 項及び第 4 項の総合研究報告書は、6 に定める区分に従い、様式 A (7) 又は様式 B (7) により作成し 18 部提出するものとする。	総合研究報告書は、18 部提出する必要がある。

19. 研究結果の概要の登録

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 19 条	研究結果については、規定第 16 条第 2 項に規定する研究報告書及び同条第 3 項に規定する総合研究報告書の提出とは別に、国立保健医療科学院の指示により、その定める期限までに、当該研究結果の概要をインターネットを用いて「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」により登録すること。	研究結果については、当該研究結果の概要をインターネットを用いて「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」により登録する必要がある。

20. 各研究事業等の英訳

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 20 条	研究成果を英文で印刷する場合等における各研究事業等の英訳は、別表第 27 のとおりとする。	(英語表記が規定されている。)

21. その他

条文箇所	原文	概要 { () は概要の説明 }
第 21 条	特別の事情により 4 に定める対象経費によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。	特別な事情により、対象経費に寄ることができない場合は、厚生労働省の承認を得て、別の定めに従う必要がある。